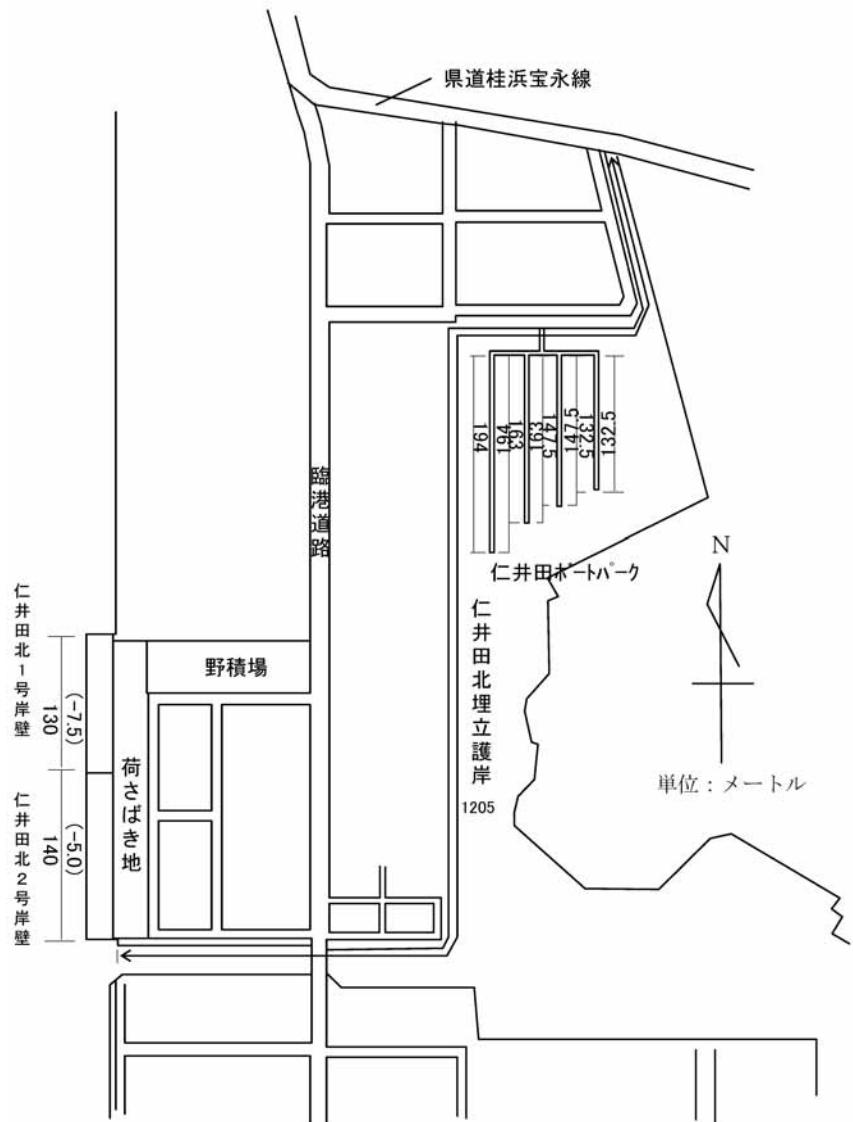
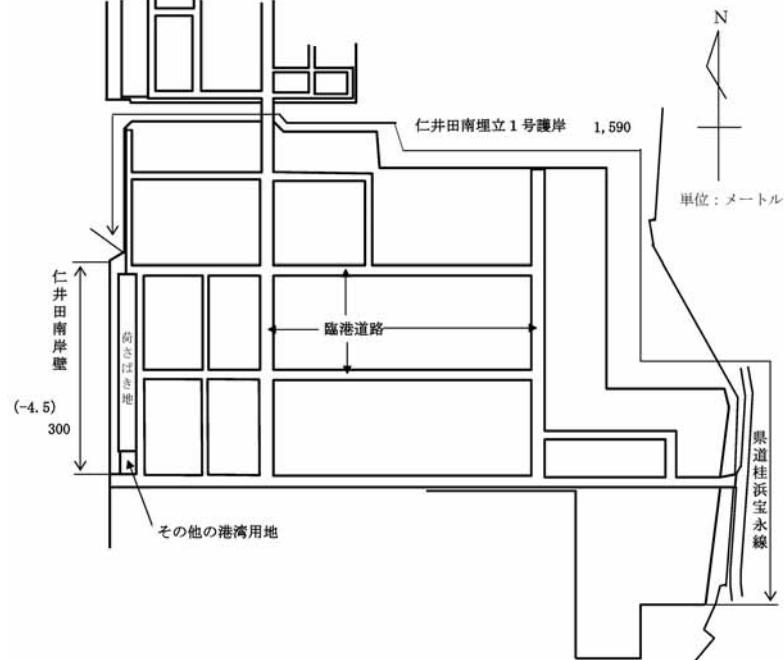


<h1>高知県公報</h1> <p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>	<p>目 次</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>規則</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>告示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出 (〃)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (〃)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>○告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾課)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>公告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>○土地改良区の役員の退任 (〃)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>○土地改良区の定款変更の認可 (〃)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>○土地改良区の清算人の退職 (〃)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>高知県教育委員会規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則 (5・1掲示)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>高知県教育委員会訓令</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>高知県教育長訓令</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規則	ページ	◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1	告示		○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	3	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	3	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出 (〃)	3	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (〃)	3	○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	3	○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	3	○告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾課)	3	公告		○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3	○土地改良区の役員の退任 (〃)	4	○土地改良区の定款変更の認可 (〃)	4	○土地改良区の清算人の退職 (〃)	4	○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4	高知県教育委員会規則		◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則 (5・1掲示)	4	◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	4	高知県教育委員会訓令		◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	4	高知県教育長訓令		<p>◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令 (5・1掲示) 4</p> <p>高知県労働委員会告示 ○あっせん員候補者の氏名等 5</p> <p style="text-align: center;">規 則</p> <p>高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第51号</p> <p>高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 高知県港湾施設管理条例施行規則 (昭和29年高知県規則第51号) の一部を次のように改正する。 別表第2の別図1の7及び別図1の8を次のように改める。</p>
規則	ページ																																													
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1																																													
告示																																														
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	3																																													
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	3																																													
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出 (〃)	3																																													
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (〃)	3																																													
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	3																																													
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	3																																													
○告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾課)	3																																													
公告																																														
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3																																													
○土地改良区の役員の退任 (〃)	4																																													
○土地改良区の定款変更の認可 (〃)	4																																													
○土地改良区の清算人の退職 (〃)	4																																													
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4																																													
高知県教育委員会規則																																														
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則 (5・1掲示)	4																																													
◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	4																																													
高知県教育委員会訓令																																														
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	4																																													
高知県教育長訓令																																														

別図1の7 高知港仁井田ポートパーク等の区域図（高知市仁井田朝日ヶ丘地区）



別図1の8 高知港仁井田新築地区岸壁等の区域図



<p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">告 示</p> <p>高知県告示第387号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北川村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。</p> <p>平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直 字の区域及び名称の変更</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">変 更 前</th> <th colspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番区域</th> <th>大字</th> <th>字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和田</td> <td>ハデケ峠</td> <td>すべて</td> <td>和田</td> <td>地主久保</td> </tr> <tr> <td>島</td> <td>高善山</td> <td>442、931のイ、931のロ</td> <td>久江ノ上</td> <td>ヤケノ</td> </tr> <tr> <td>水谷</td> <td></td> <td>876の5、876の6</td> <td>島</td> <td>東影山</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である村有地の全部を含むものとする。 上記地番は、平成20年6月1日現在の登記簿による。 <p>高知県告示第388号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。</p> <p>平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 グリーン薬局 土佐市高岡町甲757-3 平21・4・1 ブルークロスえ 吾川郡いの町205番地 " " " だがわ薬局 とおわ 薬局 高岡郡四十町昭和472番地 3 " " " 高知県告示第389号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直</p>	変 更 前			変 更 後		大字	字	地番区域	大字	字	和田	ハデケ峠	すべて	和田	地主久保	島	高善山	442、931のイ、931のロ	久江ノ上	ヤケノ	水谷		876の5、876の6	島	東影山	<p>法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療機関の名称</th> <th>医療機関の所在地</th> <th>変更年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>医療法人一勇会 幡多病院</td> <td rowspan="2">四万十市右山天神町 10-12</td> <td rowspan="2">平成21年1月7日</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>医療法人島津会 幡多病院</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td>医療法人一勇会 大川筋診療所</td> <td rowspan="2">四万十市川登1106-4</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>医療法人島津会 大川筋診療所</td> </tr> </tbody> </table> <p>高知県告示第390号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。</p> <p>平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日 グリーン薬局 土佐市高岡町甲757-3 平21・3・31 高知県告示第391号 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。</p> <p>平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直 区域及び区分</p> <ol style="list-style-type: none"> 高知県漁業協同組合の地区のうち旧深浦漁業協同組合、旧池ノ浦漁業協同組合及び旧久通漁業協同組合の地区並びに大谷漁業協同組合、野見漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合の地区 大型定置漁業 すくも湾漁業協同組合の地区のうち旧宿毛市漁業協同組合、旧沖の島漁業協同組合及び橋浦漁業協同組合の地区を除く区域 	区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日	変更前	医療法人一勇会 幡多病院	四万十市右山天神町 10-12	平成21年1月7日	変更後	医療法人島津会 幡多病院	変更前	医療法人一勇会 大川筋診療所	四万十市川登1106-4	"	変更後	医療法人島津会 大川筋診療所	<p>ぶり飼付漁業及び中型かつお漁業 小型まき網漁業</p> <p>高知県告示第392号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発起人の住所及び氏名 宿毛市 森田和也 " 山下幹次 " 高橋安美 (2) 加入区の名称 内外ノ浦加入区 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 すくも湾漁業協同組合 <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 縦覧期間 平成21年5月15日から同月29日まで (2) 縦覧場所 すくも湾漁業協同組合内外ノ浦支所 <p>高知県告示第393号 昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直 表高知港の項中「6,729.5」を「6,704.2」に改める。</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香宗川左岸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。</p> <p>平成21年5月15日 高知県知事 尾崎 正直 役名 氏 名 住 所 (退任) 理事 弘田 秋雄 香美郡野市町 中ノ村1225 " 橋本 奉信 " 香我美町岸本 311-2 " 宗圓 敏秀 " " " 917 " 百田 順一 " " " 德王子2599</p>
変 更 前			変 更 後																																								
大字	字	地番区域	大字	字																																							
和田	ハデケ峠	すべて	和田	地主久保																																							
島	高善山	442、931のイ、931のロ	久江ノ上	ヤケノ																																							
水谷		876の5、876の6	島	東影山																																							
区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日																																								
変更前	医療法人一勇会 幡多病院	四万十市右山天神町 10-12	平成21年1月7日																																								
変更後	医療法人島津会 幡多病院																																										
変更前	医療法人一勇会 大川筋診療所	四万十市川登1106-4	"																																								
変更後	医療法人島津会 大川筋診療所																																										

"	百田 賢一	"	"	1730
"	百田 彰和	"	"	2416
"	野崎 勝久	"	野市町 土居	980
監事	恒光 真之	"	香我美町徳王子	1353-1
"	久武 繁久	"	野市町 土居	1416-1
(就任)				
理事	弘田 秋雄	香南市野市町 中ノ村1225		
"	橋本 奉信	"	香我美町岸本	311-2
"	宗圓 敏秀	"	"	917
"	百田 順一	"	"	徳王子2599
"	百田 賢一	"	"	1730
"	百田 彰和	"	"	2416
"	野村 秀夫	"	野市町 土居	1455
監事	恒光 真之	"	香我美町徳王子	1353-1
"	池添 要	"	野市町 土居	1305

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、春野町秋山土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
監事	門屋 範明	吾川郡春野町秋山1487
"	川島 良臣	" " 2521-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日下・加茂土地改良区の定款の変更を平成21年4月27日に認可した。

平成21年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、春野町秋山土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成21年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所
岡崎 明夫	吾川郡春野町秋山1675
片岡 賢	" " " 2335
川澤 一博	" " " 563
雨森 廣志	" " " 600
川島 俊夫	" " " 2521-4

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                    | 開発区域に含まれる地域の名称       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名          |
|-------------------------|----------------------|---------------------------|
| 平成21年4月10日<br>21高都計第20号 | 吾川郡いの町字舛岡<br>153番5ほか | 吾川郡いの町6560<br>番地<br>都築 啓介 |

### 教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月1日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

### 高知県教育委員会規則第15号

#### へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の土佐郡の土佐町の項、1級の幡多郡の大月町の項、2級の土佐郡の項、2級の幡多郡の大月町の項及び3級の土佐郡の項を削る。

別表第2土佐郡の項を削り、同表幡多郡の大月町の項を次のように改める。

| 大月町 | 大月小学校 | 平成21年4月1日 |
|-----|-------|-----------|
|     | 大月中学校 | 平成13年4月1日 |

別表第3幡多郡の大月町の項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のへき地等学校等を指定する規則別表第2の規定は、平成21年4月1日から適用する。

~~~~~  
高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月15日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第16号

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「損傷又は亡失した」を「損傷し、又は亡失した」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、学校の施設設備等の管理は、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の規定の例により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第12号

教育委員会事務局
各教育機関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年5月15日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「高知県訓令」を「高知県訓令等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育機関の用に供する財産の管理については、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成21年5月15日から施行する。

教育長訓令

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局
各教育機関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年5月1日（掲示済）

高知県教育長 中澤 卓史
教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改定する。

別表の3の(8)のアの(イ)の項中「及び企画監」を「、企画監、副参事及び課長補佐等」に改め、同表の4の(3)の項及び4の(4)の項を次のように改める。

(3) 不服申立てに関する事務（裁決及び決定を行うことを除く。）。	<input checked="" type="radio"/>			総務福利課長	
(4) (3)のうち軽微な事務処理に関すること。			<input checked="" type="radio"/>	総務福利課長	

別表の4の(5)の項を同表の4の(6)の項とし、同表の4の(4)の項の次に次のように加える。

(5) 不服申立てに係る事案の執行の停止及び取消しに関する事。	<input checked="" type="radio"/>			総務福利課長	
---------------------------------	----------------------------------	--	--	--------	--

別表の12の(10)の項中「及び当該告示」を削り、同表の12の(12)の項中「及び」を「又は」に改め、「並びに当該告示」を削り、同表の12の(18)のテの項中「負担金、補助金及び交付金」を「負担金、補助及び交付金」に改め、同表備考4中「3の(8)」を「3の(3)、(4)及び(6)から(8)まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成21年5月1日から施行する。
(経過措置)
- この訓令の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の処理については、なお従前の例による。

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成21年5月15日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士	昭和56年2月2日

高知県労働委員会委員（公益委員）			
川田 熊	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日	
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日	
筒井早智子	高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日	
藤原 潤子	社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日	
稻田 光民	高知県労働委員会事務局長	平成20年4月3日	
中山 健二	高知県労働委員会事務局次長	平成18年4月6日	
片岡 泰平	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成20年4月3日	
武政 澄夫	U I ゼンゼン同盟高知県支部常任委員会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成14年3月18日	
岡林 俊司	日本労働組合総連合会高知県連合会会長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成16年3月18日	
中谷 達美	高知県交通労働組合執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成18年3月22日	
田口 朝光	高知県労働組合連合会書記長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成20年3月18日	